

# 埼玉県飲食店等換気対策補助金

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等に対し、事業活動に必要な換気対策を講じる費用の一部を助成します。

## 申請期間

令和3年5月13日(木)～令和3年 **10月15日(金)**

※期限を延長しました。

## 補助金額

補助率：対象経費の **2 / 3**

上限額：**50万円** / 1店舗

(換気設備の工事を伴う場合は**100万円**)

## 対象経費

※補助対象経費が15万円未満の場合は対象外

### 1. 換気設備工事費

- ・必要換気量(客席一人当たり毎時**30m<sup>3</sup>**)を確保すること
- ・県内事業者(本店又は事業所が県内)の施工であること
- ・賃貸物件の場合、賃貸人の承諾を得ていること
- ・客席の換気を目的とするものであること  
(※エアコンや空調は対象となりません。)

### 2. 空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の購入費

- ・空気清浄機は、**HEPAフィルタ**による「ろ過式」で、かつ、風量が**毎分5m<sup>3</sup>程度以上**のもの

※詳細は埼玉県ホームページ上の申請要領をご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/kankisetsubi.html>



## 申請方法

県内の**商工会議所**、**商工会**へ持参又は郵送

○申請書の入手方法は次のとおりです

①埼玉県ホームページからダウンロード

②以下の機関でも配布しています。

・埼玉県 商業・サービス産業支援課(本庁舎5階北側)

・県内の商工会議所・商工会

<商工会議所> <https://www.cci-saitama.or.jp/ccilist/>

<商工会> <http://www.syokokukai.or.jp/s0001/020/20130731110813.html>

・県内の市役所及び町村役場



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

## 申請者の主な要件

1. 県内の飲食店等（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する中小企業・個人事業主等で、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けて飲食を提供している者であること。
2. 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
3. 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
4. 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

## よくあるお問い合わせ

Q 1 申請に必要な書類を教えてください。

A 1 主な必要書類は以下のとおりです。  
・申請書（事業計画書含む）  
・見積書、設置図面、工事図面等  
・登記簿謄本（法人）、本人確認書類（個人）  
・納税証明書（県税全般に滞納がないことの証明）  
・営業許可証の写し など  
○詳細は申請要領をご確認ください。

Q 2 導入済みの換気設備や、購入済みの空気清浄機や二酸化炭素濃度測定器について後から補助申請できますか。

A 2 申請できません。  
申請し、県からの交付決定後に実施する事業が対象となります。

Q 3 厨房の換気設備の入れ替えは対象になりますか。

A 3 対象となりません。  
飲食店等の客席スペースの換気を主たる目的とする設備が対象です。

Q 4 必要換気量の計算方法を教えてください。

A 4 客席数×毎時30m<sup>3</sup>となります。（従業員は含みません）  
（例）客席が20席 → 20席×30m<sup>3</sup>=毎時600m<sup>3</sup>

Q 5 高性能な空気清浄機能や除菌機能を有していれば、申請できますか。

A 5 厚生労働省の基準（※）に基づき、HEPAフィルタによる「ろ過式」で、かつ風量が5m<sup>3</sup>程度以上の空気清浄機のみ申請できます。  
（※）「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」（厚生労働省）

Q 6 支払い方法は決まっていますか。

A 6 銀行振込又はクレジットカードでお支払いください。  
（必要な添付書類等は申請要領をご確認ください。）  
なお、購入は申請後に県から交付決定が通知された後となりますので、ご注意ください。 ※現金での支払いは認められません。

お問い合わせ  
窓口

〈埼玉県中小企業等支援相談窓口〉

電話 0570-000-678

（平日 9:00~21:00）

（土日祝 9:00~18:00）